

2 豊財号外
令和2年9月17日

部
各課長殿
か い

総務部長

令和3年度の予算編成方針について（通知）

このことについて、豊川市予算決算会計規則第5条の規定に基づき下記のとおり定めました。

記

1 全般に関する事項

我が国の経済は、内需を中心とした景気回復が緩やかに続いていたが、消費税率引き上げ後の落ち込みに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費を中心とする内需や輸出などで構成する外需が総崩れとなり、今年4月から6月期のGDPは、年率に換算して28.1%減と、リーマン・ショック時を超える戦後最悪のマイナス成長となった。現状は、かつてない厳しい状況にあるが、速やかな回復に向け、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、感染症が内外経済に与える影響に注意するとともに、金融資本市場の変動や米中貿易摩擦などの海外発の下方リスクなどにも留意する必要がある。

こうした中、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2020」を閣議決定し、感染症拡大による影響は甚大であり、これまで経験したことのない、正に国難とも言うべき局面に直面したとして、経済を内需主導で成長軌道に戻すため、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく方針を示した。

その中で、感染症拡大への対応と、激甚化・頻発化する災害への対応を通じ、国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くとともに、「新た

な日常」の実現を目指すとしている。その実現に向け、感染症拡大の局面で現れた国民意識や行動の変化といった新たな動きを社会変革の契機と捉え、社会全体のデジタル化を強力に推進し、「^{ソサエティ}Society5.0」を実現することで、通常であれば10年掛かる変革を一気に進めるとしている。その柱として、①「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）、②「新たな日常」が実現される地方創生、③「人」・イノベーションへの投資の強化、④「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現、⑤新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現という5つの施策を掲げ、ポストコロナ時代の新しい未来に向けて危機を克服するとした。

国は、新型コロナウイルスの影響を現時点で予見することに限界があるとして、令和3年度予算の概算要求の期限を通常の8月末から9月末に延期するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。こうした状況を踏まえ、地方においても、その影響などについて留意し、迅速かつ適切に対応する必要がある。

2 本市の財政状況

本市の財政状況を見ると、主要な財政指標は改善傾向にあるものの、今後も社会保障関係費の増加に加え、人件費や扶助費などの義務的経費の増加も見込まれるため、引き続き財政運営の健全化に努めていく必要がある。

また、令和3年度の財政見通しは、歳入面では、普通交付税が一本算定に移行し、合併算定替えの優遇措置を受けられなくなる厳しい状況の中、新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化に伴い、市税収入の大幅な減収などにより、危機的な財源不足が生じる見通しである。ついては、財源確保のため、市債借入も大幅に増えることが想定されている。

歳出面では、第6次総合計画実施計画及びマニフェスト工程計画に位置付けられた事業の実施、少子高齢化社会の進行等による社会保障関係費の増加、会計年度任用職員制度の影響による人件費の増加に加

え、公共施設の更新・適正配置・長寿命化に向け、事業費の確保が必要となり、当面は歳出規模の圧縮が難しい状況である。

その中、今年8月に更新した「豊川市中期財政計画」では、令和3年度以降5年間の収支について、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税収入等が大きく落ち込むことを想定し、臨時財政対策債の増額により対応することとしても、年平均で16億3千万円の不足と見込んでいる。特に令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けるため、大変厳しい財政状況が想定される。

3 予算編成の基本方針

令和3年度の予算編成においては、「選択と集中」を徹底するため、第6次総合計画実施計画及びマニフェスト工程計画の着実な実施を図る事業を中心に重点配分するものとし、行政経営改革アクションプランの目標実現に向けた取組についても配慮することとする。

一方、市税等の歳入確保が大変厳しい状況となることが想定されることから、予算要求時においては、国県の施策や物価の動向等に関し、最新の状況を適正に反映させるとともに、国県補助等の活用などによる最大限の歳入確保に努めるとともに、既存事業については、必要性を含めた徹底的な見直しを行い、不要不急な事業を見送ることも検討するものとする。

具体的な基本方針は、次のとおりである。

- (1) 全ての事務事業について、事業の必要性や効果を検証し、スクラップ&ビルドを徹底すること。各部等の長は、職員一人ひとりが事業コストや費用対効果を十分認識するよう指導するとともに、事業の「選択と集中」による見直しを進め、豊川市が真に必要とする事業を採択すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大は、人の動きや生活様式の変容に加え、経済の冷え込みなど大きな影響を地域に及ぼしていることを鑑み、第6次総合計画に掲げたまちの未来像「光・緑・人 輝くとよかわ」の実現のため、特に定住人口の増加を強く意識し、住み

よさを実感できる元気なまちづくりが展開できる施策の検討を行うとともに、第2期豊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえつつ、活気ある地域経済の回復と「新たな日常」に向けた事業について積極的に取り組むこと。

- (3) 「第13回豊川市市民意識調査」の結果による市政への優先度の高い項目（満足度が低く重要度が高いもの）については、市民の声を真摯に受け止め、施策への反映を検討するとともに、地域のバランス等にも配慮した予算要求に努めること。
- (4) 歳入予算については、クラウドファンディングの活用など、新たな財源確保の仕組みについても、積極的に導入を検討するとともに、封筒広告の拡大やネーミングライツの導入、新たな広告媒体の掘起しなど、各部等の創意工夫により自主財源の一層の拡充に取り組むこと。
- (5) 国・県支出金を財源とする事業については、国・県の予算編成の動向や制度改正などを注視し、遺漏なくその確保に努めるとともに、廃止・削減などが行われた際には、原則として、事業の廃止・縮小を検討すること。
- (6) 新規事業については、原則、第6次総合計画実施計画に位置付けられる事業を対象とするが、予算要求にあたっては、その財源を確保するため、既存事業の廃止・縮小を基本としつつ、事業に期限を設けるサンセット方式による事業計画とすること。
- (7) 既存事業については、市民ニーズ、行政経営改革審議会の意見などを真摯に受け止めて、これまでの課題、定例監査や決算特別委員会の意見等を検証し、働き方改革の推進を考慮したうえで、継続の必要性や事業内容を改めて検討することとし、時代のニーズに合わなくなった事業などについては、廃止を含めた検討を行うこと。また、前年度において執行率が低かった経費、減額補正を行った経費は、必ず積算の見直しを行い、経費の精査を行うこと。
- (8) 新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の段階的引き上げの両立に向けて、事務手続き等のデジタル化・オンライン化

やキャッシュレス決済など、「新たな日常」に対応した市民サービスへ転換する取組の推進を図ること。

- (9) 防災・減災対策の推進にあたっては、近い将来、発生が予想される大規模な地震や近年の集中豪雨、巨大化する台風などの自然災害への対応など、豊川市地域強靱化計画を踏まえ、災害に対し強靱なまちづくりに向けて取り組むこと。
- (10) ファシリティマネジメントの推進にあたっては、今後の人口減少や利用需要等の変化に対応し、公共施設の更新・適正配置・長寿命化などを計画的に進めていくため、公共施設等総合管理計画、公共施設適正配置計画及び公共施設中長期保全計画を踏まえ、財産管理課と十分に協議した上で、示されている手順などに従い、適切な予算要求に努めること。
- (11) 行政が担うべき役割と民間や市民の役割を的確に見極めるとともに、働き方改革を実践していくため、行政のスリム化・効率化に加え、行政のスマート化についても検討を行うこと。また、令和4年度からの導入を目標とした内部統制導入方針に基づく体制整備を進めていることから、事務の適正化及び効率化について検証を行うとともに、必要な経費については、予算要求すること。